

2015年  
9月号

## 不正競争防止法と個人情報の保護に関する法律の改正

執筆者: 梅林 啓

### 1 はじめに

2015年7月不正競争防止法が改正され、同年9月個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)が改正された。

個人情報保護法は、個人を識別する様々な情報の経済的価値や精神的価値に対する国民の関心の高まりを背景に、個人情報の適正な取扱いに関する基本理念等を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定め、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することを目的に、2003年に制定された法律である。この個人情報保護法の制定を契機に、国民や企業の個人情報に対する意識や関心は、ときには過度とも言えるほどに高まっていったと感じるが、一方で、データベース化された個人情報が、企業から不正に持ち出され、競合他社によってひそかに利用されていたり、いわゆる名簿業者に転売されて、これが転々と流通するという事例が頻発している。

企業から個人情報が流出したときに、個人情報保護法が有効に機能しているかと言えば、決してそうではなかった。個人情報保護法は、個人情報の流出事例に対して、「被害者」となった企業が、流出に関与した者に対して刑事や民事のアクションをとるための規定を設けていなかった。むしろ、個人情報を流出させてしまった企業を、個人情報をきちんと管理していなかった「加害者」として扱うのが個人情報保護法であったが、これでは事の本質を解決することにはならなかった。

### 2 不正競争防止法の問題点

#### (1) 秘密管理性

個人情報の流出事例に対して、適用が検討されてきたのは、不正競争防止法である。しかし、不正競争防止法を適用するためには、流出した個人情報が「営業秘密」でなければならない。まず、個人情報を保有していた企業が、その個人情報を秘密としてきちんと管理していたか(秘密管理性)が問われる。しかしながら、個人情報に関して、この秘密管理性の要件を充足させるのは、

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

実はそう簡単なことではない。これまでの裁判例の傾向から考えると、秘密管理性が充足されるためには、①その情報にアクセスできる者をいかに限定していたか、②その情報をどの程度厳重に保管・管理していたか、③その情報が会社の秘密情報であることがどの程度明確に認識されていたか、といった要素が総合的に判断される。しかし、企業の保有する個人情報、いわゆる会員や顧客に関するデータベースとなっており、個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人識別情報に加え、クレジットカード番号、取引履歴など、その企業と個人との間のビジネス上の情報も一緒に管理されていることが多い。そのような個人情報データベースは、企業の中の限定された者だけしかアクセスできないようでは、そもそも企業のビジネスは成り立たない。企業の多くの社員が日常的に使用するのが個人情報データベースであり、自ずと、アクセスできる者が「限定」されていたとは言い難く、また日常的に使用しているので、使用頻度や使い勝手を優先して、厳重な保管・管理がおろそかになりがちである。

## (2) 有用性

営業秘密のもう一つの要件として、「有用性」がある。有用性とは、「生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」とされているが<sup>1</sup>、要は、その情報を企業が専有していることにより、経済的な優位性を持つような情報ということになる。しかし、企業の保有する会員や顧客に関するデータベースは、日々更新される。新規会員が登録されたり、脱退した会員はその旨記録される。また取引履歴が加わったり、個人識別情報に変更が加えられたりする。そうなると流出した個人情報データベースは、その後の更新がなされないため、時の経過とともに、企業が保有し続けている個人情報データベースと、その内容が次第に異なってきて、陳腐化する運命にある。個人情報データベースが流出した企業が、これを保有している相手方に対して、不正競争防止法に基づく差止請求をした裁判で、流出した個人情報データベースは、判決の時点ですでに陳腐化しており有用性が失われたとして、差止請求が否定された裁判例もある<sup>2</sup>。

## (3) 名簿業者

流出した個人情報データベースが、名簿業者に売られ、その後転々と売り買いされる事例では、さらに対処が難しい。不正競争防止法は、この名簿業者に対する規制には、向いていないとしか言いようがない。不正競争防止法が定義する「不正競争」は、営業秘密を取得したり、使用したり、開示する際に、その営業秘密が、「不正の手段」によって漏洩したことを知っているか、重過失によって知らないことが要件となっている。裏を返せば、営業秘密が不正の手段によって漏洩したことを知らなければ、これを取得しても、使用しても、開示しても、「不正競争」に問われないことになる。

名簿業者は、不正競争防止法のこの仕組みを良く理解しているので、個人情報データベースを仕入れるときに(取得)、売りに来た者に対して、この個人情報データベースをどうして持っているのかなどという余計な質問はしない。名簿業者から個人情報データベースを買い受ける者も、名簿業者に対して、どうやって仕入れたのかを質問しない。そうすれば、個人情報データベースが、その本来の保有者から、不正の手段によって漏洩した事実を知らないし、重過失によって知らないことにもならないから、「不正競争」という不正競争防止法の規制から免れることができる。こうして、一度流出した個人情報データベースは、転々と流通するのである。

個人情報データベースの流出に気付いた企業は、個人情報データベースを保有している名簿業者やその他これを買った者や企業に対して、「その個人情報データベースは、当社から不正に流出した」ということを伝える必要がある。これによって、個人情報データベースの保有者は、「不正の手段」によって漏洩した情報であることを「知る」ことになり、以後の使用や開示(第三者への転売)をすると、不正競争に該当することになる。

ただし、このような行為を行った者を営業秘密侵害罪で処罰するには、さらに要件が絞られていた。まず、行為者に、不正の利益を得る目的又は保有者に損害を加える目的(図利加害目的)が必要である。また、営業秘密を不正の手段で持ち出すなどした者以外で処罰の対象となるのは、不正の手段で持ち出すなどした者(第一次取得者)から営業秘密を取得した者(第二次取得者)が、これを使用したり第三者に開示する場合に限られ、それ以降の取得者(第三次取得者、第四次取得者など)は、処罰の対象とはならなかった。つまり、個人情報データベースが転売を繰り返されたあげくに取得した者は、それが不正の手段によって漏洩し

<sup>1</sup> 不正競争 2⑥。なお、条文は改正法によっている。以下同じ。

<sup>2</sup> 東京地裁平成 15 年 11 月 13 日判決。

たことを知った後に、これを取得したり使用したり開示したとしても、それが不正競争として民事上の責任を負うことはあっても、刑事処罰を受けることはなかった。

### 3 2015年の法改正の要点

2014年、東芝の技術情報漏洩事件、ベネッセの個人情報漏洩事件など、不正競争防止法違反の刑事事件が相次いで摘発されたが、不正競争防止法の適用にはまだまだ高いハードルがあり、法改正の要請は経済界を中心に強く存在した。これを受けて、2015年7月と9月に、不正競争防止法と個人情報保護法の改正法案が成立した。本稿では、これらの法改正の中で、個人情報の保護に関連する事項について述べることにする。

#### (1) 個人情報データベース等提供罪の新設

個人情報保護法には、個人情報データベース等提供罪が新設された<sup>3</sup>。これは、個人情報取扱事業者の役職員や元役職員が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するという規定である<sup>4</sup>。

この処罰規定は、名簿業者の規制を目指したものであると思われる。不正競争防止法違反で名簿業者を刑事処罰にするには、その要件のハードルが高いことはすでに述べた。新設された個人情報データベース等提供罪を適用すれば、例えば、名簿業者が、漏洩した個人情報データベースを取得し、不正な利益を図る目的で、これを第三者に販売した場合、刑事処罰できることになる。ただし、ここに言う「不正な利益」の内容は、法文上は明らかではない。「不正な利益」と言えるためには、最低限、その個人情報データベースが、本来の保有者から「不正の手段」によって漏洩したことを名簿業者が知った上で、つまり、もはやこれを使用したり開示すると「不正競争」に該当することが明らかになった上で、それでもこれを転売して利益を得ようとした場合に、はじめてこれに該当するものと考えられる。そして名簿業者が、第三次取得者以降であっても個人情報データベース等提供罪に該当しうると考えられる。

ただし、個人情報データベース等提供罪の主体は、個人情報取扱事業者の役職員や元役職員である必要がある。名簿業者は、個人情報である名簿の売買を業務としているので、個人情報取扱事業者となり得るものと考えられるが、名簿業者の実態は、店舗を持たず、個人がメールや口コミで活動している場合も少なくない。そうすると、「個人情報データベース等を事業の用に供している」という個人情報取扱事業者の要件<sup>5</sup>に該当しないような、個人による単発的な行為には、個人情報データベース等提供罪は適用しにくいのではないかという印象を持つ。

#### (2) 個人情報の提供を受ける際の確認義務

個人情報保護法には、個人情報取扱事業者が、第三者から個人データの提供を受けるに際して、一定の場合には、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯について、確認を行わなければならない、確認した内容を記録しなければならないとする規定が新設された(以下「**確認義務**」という。)<sup>6</sup>。

名簿業者が、個人情報データベースを仕入れる際に、売りに来た者に対して、その個人情報データベースをどうして持っているのかなどという余計な質問はしないこと、それは、不正競争防止法の適用を免れるためであることはすでに述べた。

個人情報保護法に新設された確認義務は、個人情報取扱事業者である名簿業者やその他の者(一般企業など)が、個人情報データベースを購入する際に、売り手の素性を確認した上で、その個人情報データベースを取得した経緯を確認する義務を負わせることで、個人情報データベースが「不正の手段」によって漏洩したものであるかどうかを確認させようとしたものである。この確認が不十分であれば、個人情報データベースが、本来の保有者から不正の手段によって漏洩した事実を重過失によって知らない

<sup>3</sup> 個人情報 83。

<sup>4</sup> 法人処罰規定もある(個人情報 87)。

<sup>5</sup> 個人情報 2⑤。

<sup>6</sup> 個人情報 26。



ことになり、不正競争防止法の規制の対象とすることを旨とした規定であると考えられる。

この確認義務は、これまで名簿業者から、個人情報データベースを野放図に購入してきた状況を、一定程度改善できるものと期待される。特に、名簿業者から「名簿」という名の個人情報データベースを購入して業務に利用していた一般企業は、今後は、名簿を購入することには相当慎重にならざるを得ない。これまでは、どこかの企業から流出したことが疑われる名簿であっても、それに気付かないふりをして購入しても問題はなかったが、今後は、名簿業者が販売している名簿は、すべて不正に流出したものではないかと疑ってかかる必要がある。その疑いが払拭できなければ、それを購入することは大きなリスクが伴うものと考えべきである。そして、質、量ともに充実した個人情報データベースの場合、その疑いが完全に払拭できない場合がほとんどであろう。

この確認義務に違反し、売りに来た者の素性の確認や個人情報データベースの入手経緯の確認を怠った場合でも、直ちに処罰や行政処分の対象となるわけではない。個人情報保護法は、確認義務に違反した個人情報取扱事業者に対しては、新設された個人情報保護委員会<sup>7</sup>が、違反行為の中止や是正措置を勧告し<sup>8</sup>、勧告に従わなかった場合は是正措置を命令し<sup>9</sup>、さらのその命令に違反した場合に初めて刑事処罰の対象とすることとした<sup>10</sup>。したがって、悪質な名簿業者に対して、この確認義務がそれなりの効果を発揮するかと言えば、それは疑問と言わざるを得ない。

### (3) 不正競争防止法における改正点

2015年7月の不正競争防止法の改正で、個人情報の漏洩事案に関連するのは、不正開示が介在することを知って営業秘密を取得し、転売等を行う者を処罰対象とした点である<sup>11</sup>。

これまでの不正競争防止法では、不正の手段で持ち出すなどした者(第一次取得者)から営業秘密を取得した者(第二次取得者)が、これを使用したり第三者に開示する場合は処罰の対象となっていたものの、第三次取得者以降は、処罰の対象とはならなかったことはすでに述べた。今回の改正では、「不正開示が介在すること」、つまり営業秘密の第一次取得者が、図利加害目的でこれを第二次取得者に開示する行為(不正開示)が存在すれば、その不正開示を知った上で、図利加害目的で、その営業秘密を使用したり開示した第三次取得者以降の者も処罰の対象となった。これにより、個人情報データベースが転売を繰り返されたあげくに取得した者も、その後の使用や開示は、刑事処罰の対象となる。

## 4. 今後の展望

個人情報の保護の要請は、2015年中のマイナンバー制度の運用開始も踏まえると、今後も高まり続けると考えられる。2015年の法改正は、その一翼を担うものとして期待されるが、依然として法の網の目を潜る行為が存在することを意識し、今後の事例の積み重ねと法解釈の動向に注目する必要があるだろう。



うめばやし けい  
梅林 啓

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[k.umbayashi@jurists.co.jp](mailto:k.umbayashi@jurists.co.jp)

1991年検事任官。2007年弁護士登録。国内外の競争法当局による競争法違反の調査があった場合に、危機管理対応の観点から各種アドバイスを行うほか、競争法違反防止の観点からのコンプライアンスに関するアドバイスも行う。また、従業員による情報漏洩や横領等の不祥事が発生した際には、社内調査から始まり、マスコミ対応や再発防止策に至るまで多岐に亘るアドバイスをするなど、企業の危機管理対策案件に注力している。

<sup>7</sup> 個人情報保護委員会に関する規定は、個人情報保護法 50 条～65 条に新設された。

<sup>8</sup> 個人情報 42①。

<sup>9</sup> 個人情報 42②。

<sup>10</sup> 個人情報 84。法定刑は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金である。

<sup>11</sup> 不正競争 21①Ⅷ。

当事務所危機管理グループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応について助言を提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。